

～給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント（資料）～

令和6年10月  
岩手県人事委員会

# 目次

## 給与勧告制度の仕組みと本年の勧告

1	給与勧告の対象職員	1
2	給与勧告の手順	2
3	公民給与の比較方法（ラスパイレス比較）	3
4	本年の給与改定	4
5	モデル給与例	5
6	社会と公務の変化に応じた給与制度の整備 （給与制度のアップデート）の実施	6
7	最近の給与勧告の状況	7

# 1 給与勧告の対象職員

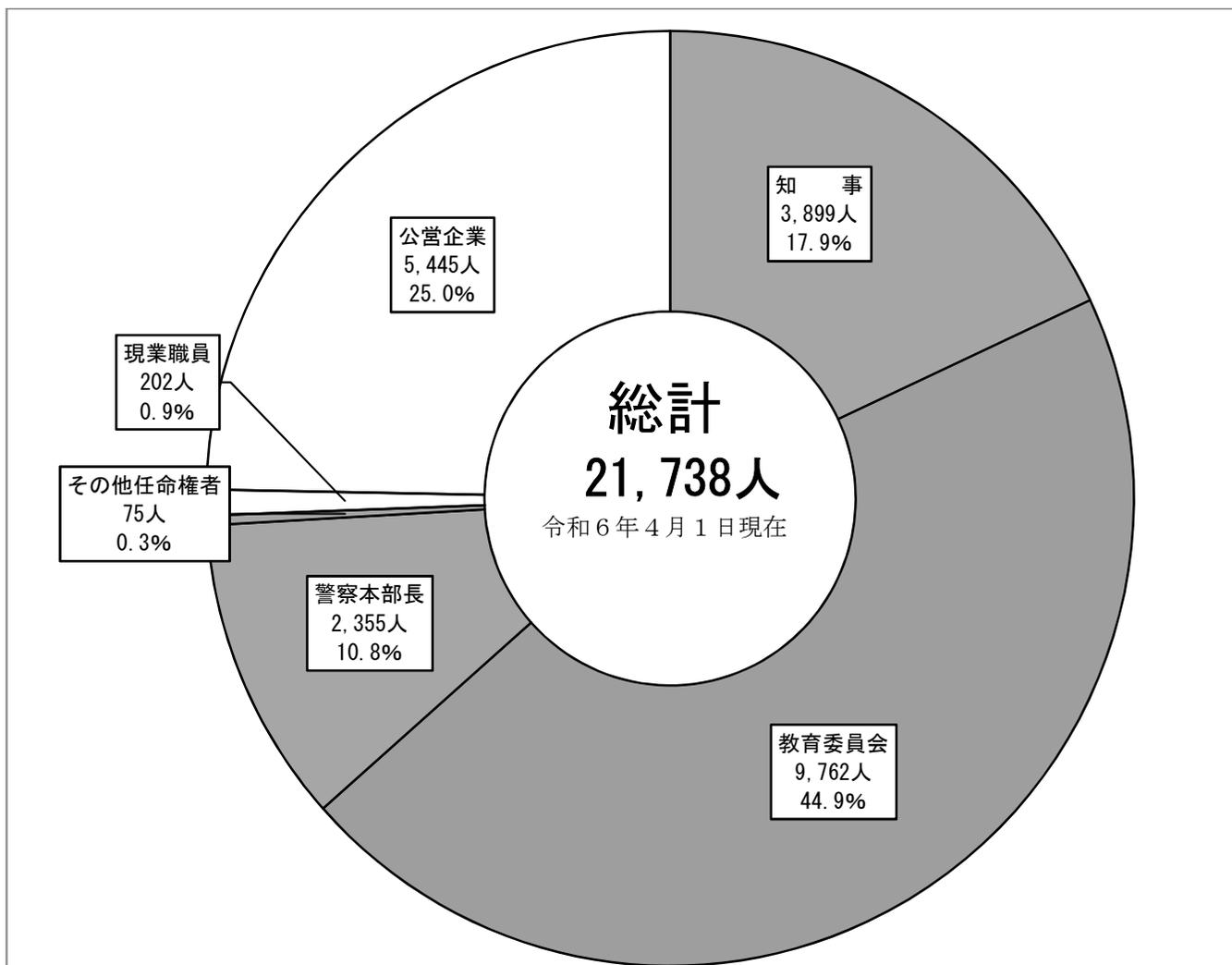
岩手県には、令和6年4月1日現在21,738人の常勤職員がいます。そのうち、人事委員会の給与勧告の対象となるのは、公営企業（医療局、企業局）職員及び現業職員を除いた16,091人です。

## 勧告対象職員数 16,091人

（任命権者別内訳）

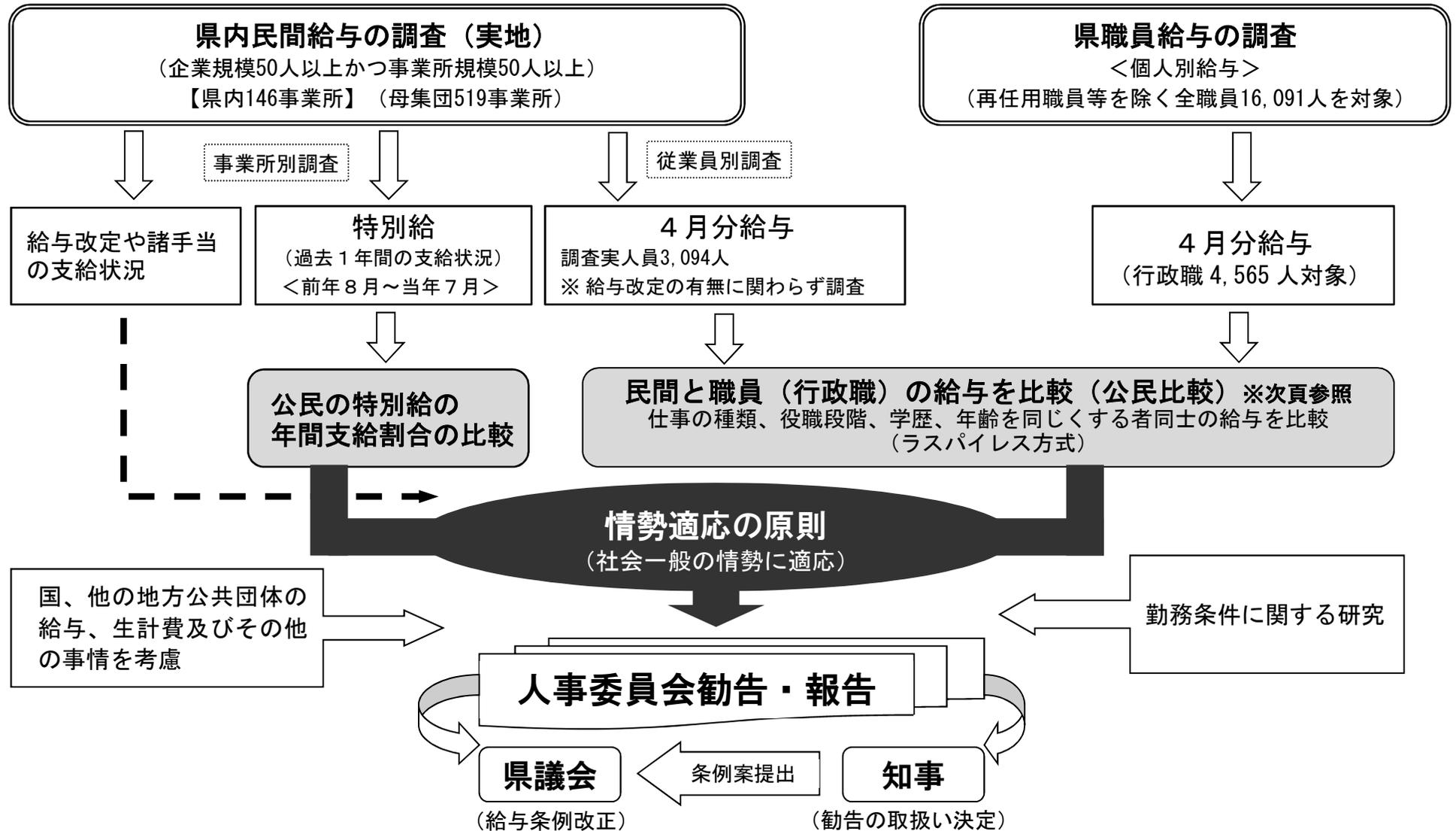
知事	3,899人
教育委員会	9,762人
警察本部長	2,355人
その他任命権者	75人

※ 公営企業職員及び現業職員の給与は、給与の種類及び基準のみ条例で定められ、具体的内容は、労使交渉を経て、知事等の規則若しくは企業管理規程又は団体協約において定められます。



## 2 給与勧告の手順

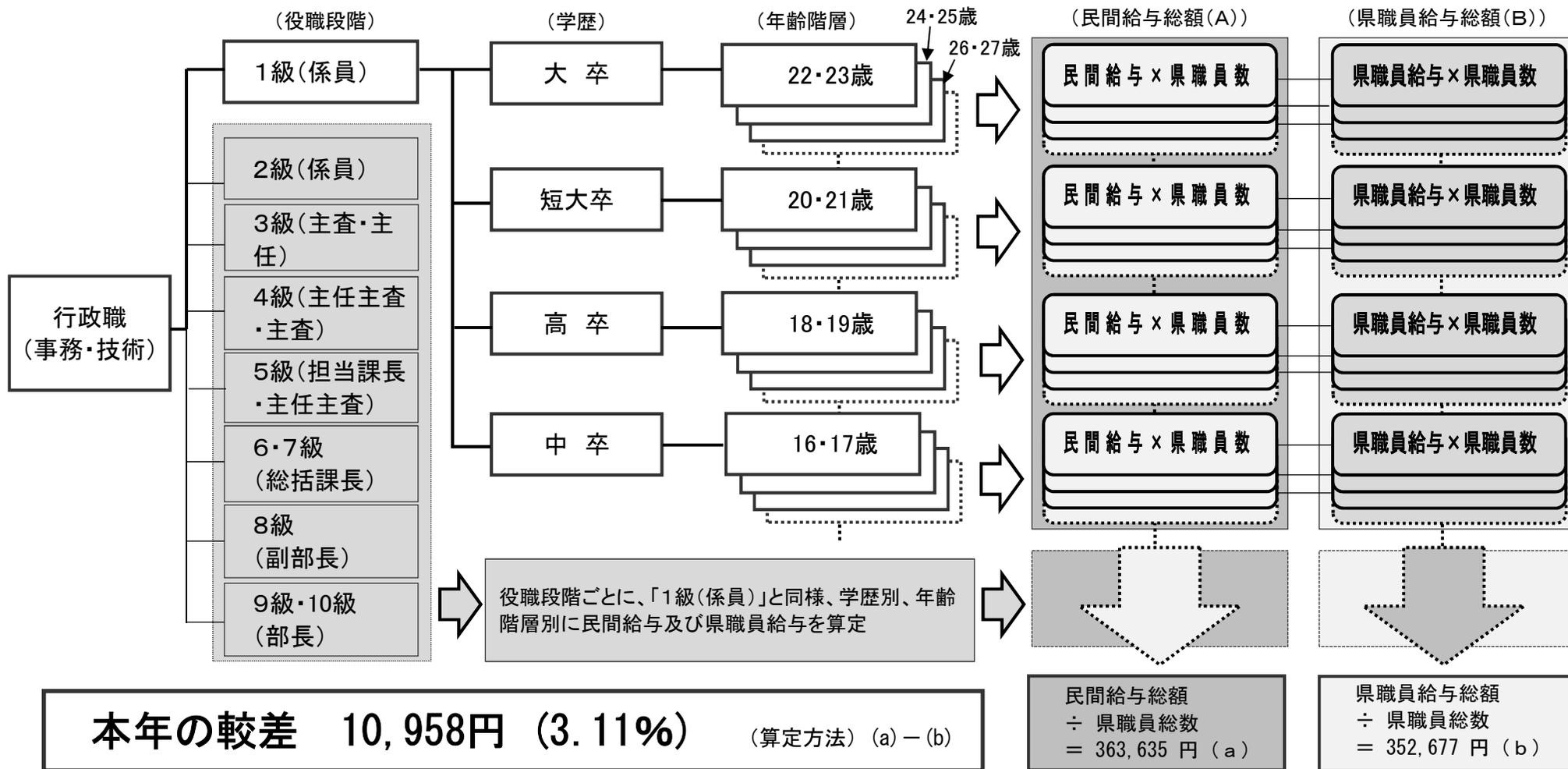
県職員と民間の給与を調査した上で、月例給については、県職員と民間の4月分の給与を精密に比較して得られた較差の解消を、特別給（ボーナス）については、民間の過去1年間の支給実績を正確に把握し、民間の年間支給割合に県職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に、国及び他の地方公共団体の給与等を総合的に勘案し勧告を行っています。



### 3 公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与(注1)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(注2)のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



(注1) 令和6年職員給与実態調査の結果を基に算出

(注2) 令和6年職種別民間給与実態調査の結果を基に算出

## 4 本年の給与改定

- ・ 民間給与との較差(3.11%)を踏まえ、給料表全体を引上げ〈初任給を始め若年層に特に重点〉  
[初任給の引上げ] I種試験(大卒程度)23,800円、Ⅲ種試験(高卒程度)21,400円
- ・ ボーナスを民間の支給割合に見合うよう0.10月分引上げ(4.50月分→4.60月分)

### 1 給料表

#### (1) 行政職給料表

本年4月の公民較差3.11%(10,958円)を踏まえ、給料表全体を引上げ

民間の初任給の動向等を踏まえ、初任給を始め若年層に重点

初任給：【I種試験(大卒程度)】221,600円(23,800円増)【Ⅲ種試験(高卒程度)】189,300円(21,400円増)

#### (2) その他の給料表

行政職給料表との均衡等を基本に改定

### 2 初任給調整手当

- 医師等に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、引上げ改定

### 3 期末手当・勤勉手当

- 民間の支給割合に見合うよう、支給月数を0.10月分引き上げ、4.60月に改定(現行4.50月)

### 4 寒冷地手当

- 人事院勧告を踏まえ、支給月額を11.3%引上げ
- 新たな気象データ(メッシュ平年値2020)を踏まえ、支給地域を見直し

### 5 実施時期

- 給料表、初任給調整手当、寒冷地手当：令和6年4月1日
- 期末手当及び勤勉手当：令和6年12月1日
- 寒冷地手当(支給地域の見直し)：令和7年4月1日

### 6 参考

- 平均年間給与額(行政職給料表)[平均年齢40.7歳、平均経験年数19.8年]  
勧告前：5,846,000円 → 勧告後：6,066,000円(差額220,000円)
- 所要額(増額分) 概算額 59.2億円

## 5 モデル給与例

(単位：円)

役職段階	年 齢	年間給与額		年間給与額の差
		勧告前	勧告後	
係 員	18歳 (Ⅲ種試験(高卒)初任給)	2,770,000	3,142,000	372,000
	22歳 (Ⅰ種試験(大卒)初任給)	3,264,000	3,679,000	415,000
	25歳	3,548,000	3,921,000	373,000
主 任	35歳	4,926,000	5,115,000	189,000
主 査	40歳	5,800,000	5,922,000	122,000
担当課長	50歳	7,172,000	7,287,000	115,000
総括課長	55歳	8,238,000	8,374,000	136,000
副 部 長	—	9,515,000	9,674,000	159,000
部 長	—	10,811,000	10,988,000	177,000

※ 年間給与額の算定に当たっては、役職段階ごとに、役職・年齢がモデルと合致する職員が最も多く在職している級・号給を算定の基礎としています。

## 6 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施

人事院勧告における①多様で有為な人材の確保、②職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上、③Well-beingの実現に向けた環境整備への対応を目的とする「給与制度のアップデート」の内容に準じ、採用市場における競争力を向上させるため、初任給・若年層の給与を大幅に引き上げるとともに、子に係る扶養手当や新幹線等の利用を含む通勤手当の拡充、定年前再任用短時間勤務職員に支給する手当の追加などを行い、時代の要請に即した給与制度に見直し

### 1 給料表

- 初任給・若年層の給与水準の引上げ、職務や職責重視の給与体系への見直し
- ※ 初任給を含む若年層の給与水準の引上げについては、採用市場における競争力向上のため、令和6年4月1日先行実施

### 2 扶養手当

- 配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額  
配偶者：6,500円 → 廃止  
子：10,000円 → 13,000円

### 3 地域手当

- 県外事務所の級地区分及び支給割合の見直し
- ※ 県外事務所所在地  
東京都：特別区      大阪府：大阪市  
愛知県：名古屋市      福岡県：福岡市

### 4 通勤手当

- 支給限度額（新幹線の特急料金や高速道路料金を含む通勤手当の合計額）を月150,000円に引上げ
- 新幹線鉄道等又は高速自動車国道の利用による通勤時間片道30分以上の短縮要件を廃止

### 5 管理職員特別勤務手当

- 平日深夜に係る手当の支給時間帯を拡大  
(午前0時～午前5時 → 午後10時～午前5時)

### 6 定年前再任用短時間勤務職員の諸手当

- 支給対象手当の拡大（特地勤務手当、寒冷地手当等）

### 7 実施時期等

- 実施時期：令和7年4月1日
- 特例措置：扶養手当及び地域手当の改定については、段階的に実施

## 7 最近の給与勧告の状況

	月例給		期末手当・勤勉手当（ボーナス）	
	給与改定率（％）	改定額（円）	年間支給月数（月）	対前年比増減（月）
平成26年度	0.25	904	3.95	0.05
平成27年度	0.20	722	4.15	0.20
平成28年度	0.14	503	4.30	0.15
平成29年度	0.14	512	4.35	0.05
平成30年度	0.17	592	4.45	0.10
令和元年度	0.13	443	4.45	—
令和2年度	—	—	4.45	—
令和3年度	—	—	4.30	△0.15
令和4年度	0.29	1,010	4.40	0.10
令和5年度	1.10	3,833	4.50	0.10
令和6年度	3.11	10,952	4.60	0.10